

重点的な取組、共通的な取組

調達改善計画								令和2年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日～9月30日)																				
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント											
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的														
○		1(1)随意契約事前確認公募の実施	複数年度に亘り一者応札(応募)となっている調達案件のうち、契約監視委員会等による事後検証の結果、特殊な技術や設備等が不可欠であり、今後の調達においても特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれるものについては、必要となる特殊な技術又は設備を明示した上で契約の相手方を公募する「随意契約事前確認公募」を実施し、当該技術等を有している者がいないことを確認するものとする。	平成30年度の1者応札(応募)の契約件数は、契約件数全体の13%を占めており、改善の余地があると考えられたため。	A+	H27	随意契約事前確認公募への移行が適切と認められる調達案件について、随意契約事前確認公募を実施する。	令和3年3月まで	A+	H27	随意契約事前確認公募への移行を希望する案件の有無について省内に照会を行い、随意契約事前確認公募への移行が適切と認められる調達案件について、移行手続きを行った。	A	令和3年度上半期の契約で、随意契約事前確認公募への移行を希望する案件が1件あり、文部科学省物品・役務等契約監視委員会に諮り、意見を聴取した上で随意契約事前確認公募への移行手続きを行った。	省内に随意契約事前確認公募への移行手続きについての周知が図られた。	9月	-	引き続き実施する。											
○		1(2)随意契約事前確認公募実施案件の恒常的な公表	上記(1)により随意契約事前確認公募を実施することとした案件について、公募期間中以外でも新規参入希望者の発掘が可能となるよう、HPでの恒常的な公表を行う。	平成30年度の1者応札(応募)の契約件数は、契約件数全体の13%を占めており、改善の余地があると考えられたため。	A+	H29	上記手続きにより随意契約事前確認公募を実施した案件について、HPでの恒常的な公表を行う。	令和3年3月まで	A+	H29	随意契約事前確認公募へ移行した案件1件を新たにHPで公表を行った。	A	-	恒常的にHPでの公表を行うことで、いつでも新規参入のための窓口が用意され、参加の意思表示があった場合には一般競争入札等へ移行できる環境を整えることができた。	随時	-	引き続き実施する。											
○		1(3)価格交渉の実施	価格交渉実施要領に基づき、上記(1)により当該技術等を有している者がいないことを確認できた一部の調達案件及び著作権等により調達先が特定されている一部の調達案件について、契約事務担当者が、仕様書を作成した段階でそれを契約予定者に提示した後、契約予定者の作成した積算内訳書に積算を見直す余地が無いことを確認する取り組み等(価格交渉)によって、調達案件に適切な仕様及び価格となるよう、調達コスト削減に努める。 なお、価格交渉を実施した事例について省内内部部局及び外局等に対して情報共有を行うものとする。	複数年度に亘り一者応札(応募)となっている調達案件は競争性に欠けるため契約金額が高止まりしている可能性があり、改善の余地があると考えられるため。	A+	H27	随意契約事前確認公募に移行した調達案件や、調達先が特定されている調達案件のうち価格交渉の余地があると考えられるものについて価格交渉を実施し、事例について省内内部部局及び外局等に情報共有に努める。	令和3年3月まで	A+	H27	令和元年度の7件の随意契約について価格交渉を実施した。また、令和元年度分の事例は、まとめて省内内部部局及び外局等に情報共有した。	A	7件の随意契約について価格交渉を実施した結果、契約予定者が当初提示した価格から約1,509万円(0.6%)の削減効果があった。	-	随時	-	引き続き実施する。											
○		1(4)企画競争及び総合評価落札方式の適正な審査	企画競争及び総合評価落札方式の審査の際には、「競争性のある随意契約」運用の標準マニュアル等に基づき適正な審査を実施するとともに、契約を取り巻く状況に合わせ適宜マニュアルの見直しを行う。	平成30年度の企画競争及び総合評価落札方式の実施件数は件数全体の73%を占めており、その契約の審査にはより透明性等が求められると考えられるため。	A	H28	「競争性のある随意契約」運用の標準マニュアル等について、契約を取り巻く状況に合わせ必要に応じて見直しを行う。	令和3年3月まで	A	H28	「委託事業の調達標準処理マニュアル」の改正を行うとともに、文部科学省内のポータルサイトに掲載を行った。	A	-	「委託事業の調達標準処理マニュアル」について、今期は主に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴う、公共調達におけるワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を加点評価する取組に関して改正を行った。そして、その内容を省内ポータルサイトに掲載することで、調達手続きを明確化するとともに、応札者の取組を適正に審査した上で、調達が行えるように取り組んだ。	随時	-	引き続き実施する。											
○		1(5)教育、研究開発等の委託契約に係る公募情報の発信強化	教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」を引き続きホームページにて公表し、ホームページ閲覧者の利便性に配慮するとともに、もって契約の公平性、透明性、競争性の向上に努める。	平成30年度の教育、研究開発等の委託契約の契約件数は契約件数全体の75%を占めており、その実施に当たってはより一層の透明性等が求められると考えられるため。	B	-	教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」を引き続きホームページにて公表し、ホームページ閲覧者の利便性に配慮するとともに、もって契約の公平性、透明性、競争性の向上に努める。	令和3年3月まで	B	-	教育関係機関や研究機関を主な対象とした「公募情報」を引き続きHPで公表した。	A	-	教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」を引き続きHPにて公表することにより、契約の公平性、透明性、競争性の向上に寄与した。	随時	-	引き続き実施する。											
○		1(6)庁費類(汎用的な物品・役務)の調達の見直し	庁費類(汎用的な物品・役務)の調達の見直し ① 共同調達・一括調達の実施 会計検査院、金融庁との共同調達、施設等機関・特別の機関及び外局との一括調達を、関係機関と競争性や経済性を高めるための仕様の見直し等を行いつつ、引き続き実施する。(※文部科学省では、調達需要のある全ての機関を対象として一括調達を実施済み)実施予定の対象は以下のとおり。 【共同調達・一括調達】 事務用什器(書庫、収納棚、会議用テーブルなど) 【共同調達・一括調達】 事務用機器(強力ハンチ、テブラ、電動消しゴムなど) 【共同調達・一括調達】 OA機器(ICレコーダー、ICカードリーダーなど) 【共同調達・一括調達】 家電(液晶テレビ、レコーダー、ポットなど) 【共同調達・一括調達】 事務用消耗品等(フラットファイルなど297品目) 【共同調達・一括調達】 コピー用紙(A3など4品目) 【共同調達・一括調達】 ガソリン(バイオガソリンなど2品目)配送 【共同調達・一括調達】 速記 【共同調達・一括調達】 複写機用消耗品(リコー機器用43品目) 【共同調達・一括調達】 複写機用消耗品(ゼロックス機器用15品目) 【共同調達・一括調達】 クリーニング 【共同調達・一括調達】 テープ起こし 【共同調達・一括調達】 図書(政官要覧など4品目)	平成30年度の汎用的な物品購入、役務契約の件数、金額の全体に占める割合は大きいとは言えないものの、例年同様の調達が行われるものが多く、常にコストダウンの取組を実施する必要があると考えられるため。	B	H22	【共同調達・一括調達】 競争性や経済性を高めるための仕様見直し等を行うことを目的に、関係機関の調達担当者を構成員とする検討会を設置し、調達の改善を推進する。 ○ 目標実施数 :14種類のうち調達需要があった案件 ○ 削減目標金額:比較可能な物品等を対象に、共同調達・一括調達開始の前年度と比較して約1割程度の削減を目指す。	令和3年3月まで	B	H22	共同調達・一括調達については、当初から計画していた14種類のうち、共同調達・一括調達が可能であった9類型を対象に、金融庁及び会計検査院と連携して調達を実施した。 ※共同調達・一括調達の実施した取組内容等の詳細は以下のとおり 【共同調達・一括調達】 事務用消耗品等(フラットファイルなど297品目) 【共同調達・一括調達】 共同調達開始の前年度(平成20年度)と仕様等が異なるため、比較することができない。 なお、令和元年度及び令和2年度において、共同調達を行ったものうち比較可能な同等製品と比較したところ、一部商品(ボールペン、油性マーカー、ファイル等)の定価の値上がりなどの理由により約92.3万円(2.03%)増加している。 【共同調達・一括調達】 共同調達開始の前年度(平成22年度)と比較して定価の値上がりなどの理由により約64.1万円(2.12%)増加している。 【共同調達・一括調達】 共同調達開始の前年度(平成21年度)と比較したところ、石油製品価格の値上がりなどの理由により、約112.3万円(17.26%)増加している。 【共同調達・一括調達】 共同調達開始の前年度(平成22年度)と比較したところ、同条件での価格は上昇している。納入期日(依頼後〇営業日後納入)の細分化の見直しにより影響の緩和を図っている。 【共同調達・一括調達】 共同調達開始の前年度(23年度)は、現在と複写機の機種が異なり、複写機用消耗品の仕様が異なるため比較できない。 なお、平成30年度及び令和元年度において、共同調達を行ったものと比較したところ、前年度とほぼ同額であった。 【共同調達・一括調達】 共同調達開始の前年度(23年度)は、現在と複写機の機種が異なり、複写機用消耗品の仕様が異なるため比較できない。 なお、令和元年度において、共同調達を行ったものと比較したところ、前年度とほぼ同額であった。	A	共同調達・一括調達においては、共同調達・一括調達開始の前年度と比較可能なものについて、約6.7万円の削減効果があった。	事務手続きの効率化が図られ、調達事務担当者の業務負担の軽減が図られた。	4月	複数年にわたって同様の調達を実施しているため、価格が下げ止まっていると考えられる。	4月	-	引き続き実施する。	4月	-	引き続き実施する。	4月	-	引き続き実施する。	4月	-	引き続き実施する。

調達改善計画								令和2年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日～9月30日)											
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント		
							目標達成予定時期						定量的	定性的					
		2(1)調達改善に向けた審査・管理の充実 ①一者応札(応募)の改善に向けた審査・管理の強化	平成30年度における一者応札・応募案件は419件あり、競争性のある契約のうち約15%を占めていることから、以下の取組を実施することとする。 ① 競争入札及び企画競争を実施する案件について、手続きを開始する際には前回の同種事業の一般競争入札等において一者応札又は一者応募となった事業について「一者応札・応募の改善チェックリスト」を活用し、競争性を向上させる取組を実施する。 ② 一者応札・応募になった案件について、応札・応募しなかった業者に対し、その理由を確認するためのアンケート調査又はヒアリングを実施し、一者応札の改善に活用するものとする。 ③ 一者応札・応募になった案件等を中心に、契約監視委員会等による事後検証を行う。特に、前年度に引き続き一者応札・応募となった案件を重点的に検証対象とし、一者応札・応募に係るアンケート調査又はヒアリングの結果を踏まえ、一者応札・応募の改善の取組を検証する。 ④ 上記③のうち、公益法人が2年連続一者応札・応募で受注している案件等は、調達担当局課による点検・見直しの結果を取りまとめて公表するものとする。 ⑤ 契約監視委員会による個別審査の対象となった一者応札・応募案件について、その要因分析をとりまとめて公表するとともに、検証を踏まえた成果について次年度の同委員会に報告する。		A		前年度に引き続き一者応札・応募となった案件を重点的に契約監視委員会等の事後検証対象とし、一者応札・応募の改善の取組を検証する。	令和3年3月まで	A	-	① 前回の同種事業の一般競争入札等において一者応札又は一者応募となった事業については、競争入札及び企画競争の手続きを開始する際に「一者応札・応募の改善チェックリスト」を活用した。また、「一者応札・応募の改善チェックリスト」は内部監査組織において事前確認を受けている。 ② 一者応札・応募になった案件について、その改善に向けて応札者等以外の者(入札説明会に参加した者等)に対し、アンケート調査又はヒアリングを実施した。 ③ 一者応札・応募になった案件等を中心に、契約監視委員会等による事後検証を実施した。 ④ 公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件について、個別案件毎に改善方を策定するとともに、契約監視委員会等において改善方の確認を行った。 ⑤ 契約監視委員会による個別審査の対象となった一者応札・応募案件について、その要因分析をとりまとめて公表するとともに、検証を踏まえた成果について次年度の同委員会に報告する取組を行った。	A		② アンケート調査又はヒアリングに関しては、全体で40件余りの回答を徴取することができた。それらの内容に関しては分析を行って、今後省内に分析結果を周知することで、一者応札・応募の改善に活用することとしている。 ③ 令和2年度上半期においては契約監視委員会を1回開催して、5件の契約案件について個別に審査を行い、一者応札・応募に関する詳細な検証を行うことができた。 ④ 令和2年度上半期においては契約監視委員会を1回開催して、契約監視委員会による個別審査の対象となった6件の一者応札・応募案件について、その要因分析をとりまとめて公表するとともに、前年度の検証を踏まえた成果について5件の案件について報告を行った。 ⑤ 令和2年度上半期においては契約監視委員会を1回開催して、5件の契約案件について個別に審査を行い、一者応札・応募に関する詳細な検証を行うことができた。		① 競争入札及び企画競争を実施する案件について、契約担当課において公告・公募期間の十分な確保や仕様書の記載内容の明確化、事業に係る情報提供の充実等、改善方策等に基づいた適切な調達手続きの執行に寄与した。 ② 一者応札・応募になった案件について、アンケート調査又はヒアリングを実施することで、一者応札・応募となった要因を分析・把握し、次回以降の調達の改善に繋げることが可能となった。 ④ 公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件については、個別案件ごとに改善方を策定し、契約監視委員会等において改善方の確認を行うことにより、契約の公平性、透明性及び競争性の確保に寄与した。	随時	事業内容の特殊性や専門性等により直ちに一者応札・応募を改善することが困難と考えられるものもあり、引き続きその改善の検討に努める必要がある。	引き続き実施する。
		2(1)調達改善に向けた審査・管理の充実 ②インターネットを活用した調達価格の確認	共同調達・一括調達で調達を実施する令和2年度の事務用消耗品等(フラットファイルなど297品目)のうち前年からの追加品目の契約価格について、インターネットを活用し市場価格との比較・分析を行う。		A	H30	市場価格よりも大幅に高価で調達している品目があった場合は、その原因を分析し、次年度の調達に向けた改善方法を検討する。	令和3年3月まで	A	H30	共同調達・一括調達で調達を実施する令和元年度の事務用消耗品等から抽出した複数品目の契約価格について、インターネットを活用し市場価格との比較・分析を行った。	A				随時	複数年にわたって同様の調達を実施しているため、価格が下げ止まっていると考えられるため、前年度と比較し、増減のあった品目について市場調査を実施することとする。	引き続き実施する。	
	○	2(2)地方支分部局等における取組の推進	該当なし		-	-			-	-		-			-		-		
	○	2(3)電力調達、ガス調達の改善	電力調達、ガス調達の改善 電力の調達、ガスの調達について、一般競争入札により契約を行うことで競争性を高め、調達コスト削減を目指す。		A	H28	一般競争入札により契約を行うことが可能なものがあった場合には、一般競争入札を実施する。	令和3年3月まで	A	H28	電力の調達について、電力の調達コスト削減や温室効果ガス排出削減に向けて裾切り方式 <sup>※</sup> による一般競争入札を7件実施した。 ※温室効果ガス等の排出の程度を示す係数(二酸化炭素排出係数)等の項目で評価して入札参加資格を付与する方式。	A		電力の調達について、一般競争入札に移行した年度の前年度と比較可能なものについては、約83万円(26.5%)の削減効果があった案件があった。	随時		電力の調達について一般競争入札の実施により競争性の確保が図られた。	引き続き実施する。	

その他の取組

調達改善計画		令和2年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日～9月30日)		
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があつたと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
競争性のない随意契約を行う案件の検証 ・競争性のない随意契約を行う案件について、個別案件毎に「公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)」等に照らして、調達する財やサービスの価格の積算構造や価格動向等に関する情報収集等が行われているか、真にやむを得ないものかどうかの検証を行うものとする。 検証は、内部監査組織において事前検証を行うとともに、契約監視委員会等において事後検証を行う。	継続	-	-	-
競争性のない随意契約の公表 ・上記個別案件毎のリスト(随意契約によることとした理由等を含む)を作成し、四半期毎に結果を公表するとともに、省内内部部局及び外局等で情報共有を行うものとする。	継続	-	-	-
インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達の実施 ・規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達を実施し、経費及び事務コストの削減を図る。	継続	-	-	-
委託事業で取得した物品に係る事務手続の効率化 ・委託事業で取得した物品について、委託事業終了後の事務手続(所有権移転手続、無償貸付申請に係る承認手続等)についてアウトソーシングを実施し、事務の効率化を図る。	継続	-	-	-
庁用物品に係る事務手続の効率化 ・庁内で使用する物品について、使用部署からの請求の取り纏め等のアウトソーシングを実施し、事務の効率化を図る。	新規	-	-	-
諸謝金及び委員手当の支給に係る事務手続の効率化 ・国の事務、事業を委嘱された者等に支給する諸謝金や、審議会等の非常勤の委員等に支給する委員手当の支給に関する事務手続についてアウトソーシングを実施し、事務の効率化を図る。	新規	-	-	-
ネットオークションの活用 ・ネットオークションを活用した不要物品の売り払いを引き続き実施する。	継続	-	-	-
水道料金・ETC料金支払の効率化 ・一部の出先施設の水道料金の支払にクレジットカード決済を引き続き活用する。(※文部科学省の建物は、PFI事業者のとりまとめによる光熱水料の支払が行われているため、クレジットカード決済導入の余地がない) ・公用車のETC料金の支払にクレジットカード決済を引き続き活用する。	継続	-	-	-
出張旅費の効率化 ・SEABIS(旅費等内部管理業務共通旅費システム)による旅費業務の効率化を推進する。 ・引き続きアウトソースによるチケット等手配業務を活用して割引航空券や出張バック商品等の利用を促進する。	継続	-	-	-
総合評価落札方式・企画競争 ・評価項目、評価基準等の客観性や妥当性の検証を行う。 ・総合評価落札方式・企画競争について、それぞれの業務マニュアルの更なる充実を図る。 ・市場化テストを導入する調達案件を対象に、総合評価落札方式の活用を努める。	継続	-	-	-
国庫債務負担行為の活用 ・調達コストの低減や契約の適正化を図る観点から複数年契約が適切と認められる案件を抽出し、国庫債務負担行為の適用条件を満たしているか検証を行うなど、国庫債務負担行為の更なる活用を努める。	継続	-	-	-
調達情報の提供・開示 ・新規競争参加者の確保を図るため、引き続き、調達予定情報を半期毎にホームページで公表する。 ・文部科学省の機関に加えて、独立行政法人、国立大学法人等の調達情報を同一サイトに掲載することにより契約の競争性の向上に努める。 ・契約に係る透明性の確保を図るため、引き続き、「公共調達の適正化について」(H18.8.25財務大臣通知)に基づき、契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報をホームページで公表する。 ・メールマガジンの活用による文部科学省での企画競争・公募等の公表、一般競争入札情報に関する調達情報配信を図る。	継続	-	-	-
CIO補佐官の助言の活用 ・情報システムの調達に当たっては、仕様等についてCIO補佐官の助言等の活用を努める。	継続	-	-	-
オープンカウンター方式の導入 ・少額の随意契約を行う案件のうち印刷製本を対象に、大臣官房会計課の調達窓口において仕様等を提示し、提出箱に自由に見積書を受付ることとし、競争性、公平性の向上に努める。	継続	-	-	-
コピー用紙の削減 ・両面印刷、集約印刷等を推進し、コピー用紙の削減に努める。	継続	○	両面印刷・集約印刷の促進について毎月省内にメールで周知することで、令和2年度上半期のコピー用紙購入量については前年度と比較して10,879千枚の減(39.5%減)となった。 購入金額については、上述のとおり前年度より購入量が減少したため、対前年度比約599万円の減(38.7%減)となっている。	-
定期刊行物等の縮減 ・定期刊行物、雑誌、新聞等について、引き続き、調達数量の縮減に努める。	継続	○	外国定期刊行物5タイトルの購読中止により、前年度と比較して契約金額が1,283,422円の減(25.1%減)となった。	-
契約統計に係る集計業務等のアウトソーシング ・各種契約統計に係る集計業務等のアウトソーシングを実施し、事務の効率化を図る。	継続	-	-	-
予算執行に係る情報の公表 ・予算執行に係る透明性の確保を図るため、引き続き、「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」(H25.6.28閣議決定)に基づき、委託調査費、タクシー代等の執行状況を適時にホームページで公表する。	継続	-	-	-
省内の有益情報の共有 ・月毎の決算データ及び未執行額等について、定期的に本省内部部局に情報提供を行い、予算の効率的な執行を図る。	継続	-	-	-

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
(対象期間:4月1日～9月30日)

外部有識者の氏名・役職【日本大学 客員教授 有川 博】 意見聴取日【令和2年10月20日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
1(4)企画競争及び総合評価落札方式の適正な審査	実施した取組内容に記載されているマニュアル等の改正等が、適正な審査にどのように結びついたのか、定性的な取組の効果を読んでも分かりにくい。	ご意見等を踏まえまして、マニュアルの改正内容について、その主な内容を具体的に記載するとともに、それが適正な審査にどのように結びついたのかについて、記載を修正いたしました。
2(3)電力調達、ガス調達の改善	7件実施したという「裾切り方式による一般競争」について、注書きをするなど説明が欲しい。	ご意見等を踏まえまして、裾切り方式に関する説明について注書きを行うことで、実施した取組内容への理解が深まるよう記載を修正いたしました。